

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		犬山祭保存会助成金		市の担当部課	教育部歴史まちづくり課		
				問い合わせ先	0568-44-0354		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人犬山祭保存会		代表者名	代表理事 石田芳弘		
関係規定	法令	文化財保護法第3条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市文化資源等の保存及び伝承等助成金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成10年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		犬山祭の伝承者（保護団体）に対する助成であり、助成金交付要綱に交付対象事業が定められているため					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		「犬山祭の車山行事」は、その民俗的価値の高さにより、国の重要無形民俗文化財に指定されている。平成28年にはユネスコ無形文化遺産にも登録され、国際的な評価も受けた。（一社）犬山祭保存会は、全国の山車祭り保護団体と連携を取りながら祭りの保存と伝承を目的とした後継者育成事業などの活動を推進しており、市がそれらの一部に助成することで、保護団体の負担が軽減され、文化財の確実な継承に繋がる。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算		
		2,000,000 円	2,000,000 円	1,375,644 円	2,000,000 円		
		(2,000,000 円)	(2,000,000 円)	(1,375,644 円)	(2,000,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		コロナウイルス感染症の影響により犬山祭が中止となったため、年間を通じて犬山祭やからくり文化の普及を中心とした活動を行った。市内の小学校で実施したからくり体験講座や、犬山祭保存会フェイスブックを介した祭り文化の紹介などにより、幅広い層に犬山祭の魅力を伝えた。また、感染症への対策を取りながら可能な範囲で他団体との情報交換を継続し、次年度以降の各種活動の再開に向けた準備を重ねたことにより、令和3年の犬山祭を縮小版で開催する計画を具体化し、伝統を将来へ繋ぐ道筋をつけた。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		9,848,896 円			
		うち補助事業全体の経費		9,848,896 円			
		うち補助対象経費		1,375,644 円			
		補助対象経費の内訳		会議費		100,880 円	
				活動費		597,936 円	
				祭礼費		168,287 円	
				事務通信費		288,261 円	
渉外費				15,680 円			
		備品費		204,600 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の額			
		補助限度額		2,000,000円			
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請または実績報告に基づき補助金の変更交付または額の確定を行う		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		犬山祭は、ユネスコ無形文化遺産に登録された「山・鉾・屋台行事」の一つとして、後世への確かな継承が求められている。保護団体である（一社）犬山祭保存会の活動資金に助成を行うことで、他の保護団体との情報交換などを通じた祭りの伝承活動と情報発信が効果的に進まれている。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		1,409,087 円			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		0 円			
				補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		有	

※令和2年度の実績に基づき作成しています。